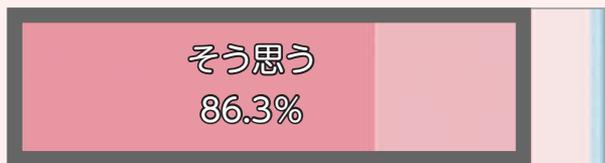


Q 1. あなたは日常生活の中で「人権」が大切だと思いますか。



Q 2. 今の日本は「人権」が尊重されている社会だと思いますか。



- ▶ Q1 でそう思うと回答した人が 86.3%に対し、Q2 では 41.6%と半分以下となっています。
- | | |
|-----------|-----------|
| そう思う | そう思う |
| 少しそう思う | 少しそう思う |
| どちらとも言えない | どちらとも言えない |
| あまりそう思わない | あまりそう思わない |
| そう思わない | そう思わない |
| わからない | わからない |

参照：令和4年度ネットリサーチ「人権意識」に関する調査結果報告書（茨城県）

「誰か」のことじゃない。

12月4日から10日は「人権週間」です

〒水戸地方法務局人権擁護課
TEL 029・227・9919

昭和23年12月10日、国際連合総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日が「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として、各種の人権啓発活動を行います。

人権週間にあたり、人権は、他の人にも自分と同じようにあることの理解を深め、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係をつくりましょう。

人権コラム 12月3日から9日は「障害者週間」です 社会福祉課 TEL 23-5569

「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（茨城県障害者権利条例）」が、平成27年4月から施行されるとともに、翌年4月には「障害者差別解消法」が施行されました。この法律については改正が行われ、令和6年4月1日から事業者による障害のある人に対する「合理的配慮の提供」が義務となります。希望する活動や社会への参加を制約する「社会的障壁（バリア）」を取り除いていくことが大切であるという考え方に立ち、法律では障害者に対する不当な差別解消に向けた取り組みを求めています。

茨城県や国では、障害者差別を専門とする相談窓口を設置しておりますので、ご利用ください。

(県) 障害者差別相談室 TEL 029-246-6049

相談受付：☎～☎ 午前9時～午後5時

※祝日・年末年始を除く

直接来訪：セキショウ・ウェルビーイング福祉会館

(国) つなぐ窓口

期間：～令和7年3月下旬 午前10時～午後5時

※祝日・年末年始を除く

電話相談：TEL 0120-262-701

メール相談：info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

市の取り組み パネル展 を開催します

▶市では人権週間や障害者週間を啓発するため、人権に関するパネル展示や啓発グッズの配布、障害のある方が制作した美術作品の展示を実施します。この機会に人権や障害などについて考えてみませんか？

社会福祉課 TEL 23-5569

社会福祉課人権推進室 TEL 57-3011

日にち：(石岡市役所本庁舎

多目的ホール)

12月4日☎～8日☎

(八郷総合支所市民ラウンジ)

12月13日☎～19日☎

